



西東京市  
農産物キャラクター  
「めぐみちゃん」

# 農業委員会だより

## 西東京市の風と緑～

第24号

編集：発行 西東京市農業委員会  
(保谷庁舎)

住所：西東京市中町1-5-1  
TEL:042-438-4044(直通)

### 生産緑地の制度が変わります！

#### 1. 生産緑地に関する法律の一部改正について

「都市緑地法等の一部改正」が、平成29年6月15日に施行されましたので、改めてポイントをご紹介します。左記の表をご覧ください。

1	生産緑地の指定下限面積の緩和	条例制定により、300㎡まで引き下げることが可能になり、市では平成30年4月1日から生産緑地指定面積を500㎡から300㎡へ引き下げました。
2	一団性要件の運用緩和	公共事業等により、面積要件を満たさなくなった生産緑地は、隣接していない近隣の農地と合わせ、一団とみなせるようになります。 ※当市では、今後検討していきます。
3	生産緑地内に設置できる施設の追加	直売所や農家レストラン等が追加されました。 ※相続税納税猶予制度では認められていません。
4	特定生産緑地指定制度の創設	買取申出の開始時期を10年延長する、特定生産緑地制度が創設されました。

#### 2. 特定生産緑地制度について

平成4年に指定された生産緑地が、30年目を経過する前に、買取申出の期限を10年延長する制度です。30年が経過する前に改めて指定すること等が要件となります。

##### ① 特定生産緑地の指定を受けること・・・

固定資産税等の農地課税が継続され、相続税納税猶予制度の適用の対象となります。

##### ② 特定生産緑地の指定を受けないと・・・

いつでも買取申出が可能となりますが、固定資産税が段階的に引き上げられ、新たに相続税納税猶予制度の適用は受けられなくなります。ご注意ください！

##### ③ 特定生産緑地の手続きは、都市計画課で準備中です。



#### 3. 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(案)について

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律(案)」が平成30年内の施行に向けて国会にて審議中です。この法案が施行されると・・・

① 相続税納税猶予制度が適用された生産緑地も貸借が可能となります。また、貸借中に生産緑地の相続が発生しても、納税猶予制度の適用を受けることができるようになります。

② 市、JA以外の者が生産緑地に市民農園を開設する場合にも納税猶予が適用されます(具体的な手続き等については未定)。また、生産緑地に市民農園を開設した時にも納税猶予制度の適用が継続されます。



制度改正について、今後も引き続き、情報提供を行ってまいります。

受賞おめでとうございます。  
ぐわいいます。

「第59回東京都農業委員会・農業者大会」及び「平成29年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式」において、市内の農業者の皆さまが表彰を受けられました。受賞された方々をご紹介します。

第57回企業の農業経営顕彰

東京都知事賞・東京都農業会議会長賞 野菜部門

田倉 寿治・由祈子 様

向台町六丁目

「この度は大変名誉ある賞をいただき誠に光栄です。今後は都市農業の特性を生かしより生産力の向上、品質の向上、販路の拡大を図り、経営規模の拡大を目指してまいります。」



第37回農業後継者顕彰  
東京都農業会議会長賞  
新倉 恭治 様  
南町六丁目

「このような賞をいただき、ありがとうございます。賞に恥じぬよう、これからも生産技術を身につけ、新しい植木を取り入れていこうと思います。」



第44回農業委員会等功労者表彰  
農業功労者感謝状

保谷 雅治 様

富士町四丁目

「このような賞をいただき誠に光栄です。ありがとうございます。安心、安全な農産物を提供し、都市農業の発展に尽くしていきたいと思っております。」



平成29年度北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰  
柏木 勝 様  
栄町二丁目

「素晴らしい賞をいただき、心から感謝いたします。手広く、大きくしていくことはできませんが、良い品を出荷し続けていきたいと考えています。」



第44回農業委員会等功労者表彰  
東京都農業会議会長感謝状（農業委員会等職員）

師岡 智行 様

「この度、5年勤続表彰をいただきました。いただいた賞に恥じぬよう、引き続き業務に取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。」



第67回  
関東東海花の展覧会  
受賞者

金賞  
濱中 昇一 様  
東町四丁目  
種類名：ゼラニウム



銀賞  
北島 徹 様  
富士町二丁目  
種類名：アイビーゼラニウム



**市内の農業者の皆さまに  
ご利用いただける  
補助事業について**

市の各種補助事業についてご紹介します。

**1. 安全安心農業推進事業**

各種肥料等資材（堆肥・有機質肥料・フェロモントラップ剤）に係る費用の一部を市が助成します（補助率はそれぞれ2分の1。上限金額は3万円。（認定農業者は6万円）。また、各資材ごとに、一世帯一年間で一度ずつの申請となります。）

**2. 市産農産物等活用推進事業**

生産された農産物等を販売する際に用いる資材（市農産物キャラクターめくみちゃんを表示したものに係る費用の一部を市が助成します。（補助率は3分の2。上限金額は2万円。（認定農業者は4万円）。また、一世帯一年間で一度までの申請となります。）

**3. 認定農業者経営改善支援事業**

認定農業者が経営改善計画に定めた事業目標を達成するために必要な農業用機械（トラクター、耕耘機）などの購入に要する経費及び施設（ビニールハウス、防鳥ネット）などの整備に要する経費の一部を市が助成します。（補助率は総購入額の2分の1。上限金額

は2万円。）受付は、7月中旬から8月中旬までを予定しております。

詳しくは市HPまたは、産業振興課までお問い合わせください。

**農業体験農園に関する  
補助について**

農業体験農園開設にあたり、開設に係る費用の一部を市が助成します。（補助率は総額の2分の1。上限金額は20万円。）

詳しくは市HPまたは、産業振興課までお問い合わせください。

**農業委員会を取り扱う  
手続きについて**

農地については、農地法等の規定に基づく各種の手続きが必要となります。

現在、農業委員会で取り扱って



いる手続きについてご案内いたします。

**1. 農地法に関する各種手続き**

①農地法第3条の3第1項の規定による届出

「相続」等で、農地を取得した場合に必要な届出です。

②農地法第4条第1項第7号の規定による届出

農地の所有者が、自身で所有のまま農地転用を行う場合に必要となる届出です。

③農地法第5条第1項第6号の規定による届出

「所有権の移転」等を伴う農地転用を行う場合に必要となる届出です。必要な書類等の詳細については、お問い合わせいただくか、市のHPをご覧ください。

**2. 相続税の納税猶予と生産緑地に関する各種手続き**

農業委員会で発行する証明書が「添付書類」として必要になる手続きについて、ご案内いたします。

①相続税の納税猶予に関する適格者証明と引き続き農業経営を行っている旨の証明

「相続税の納税猶予に関する適格者証明」は、農地等を相続及び遺贈により取得した方が、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に必要となる証明です。

「引き続き農業経営を行っている旨の証明」は、相続税納税猶予の特例の適用の継続を行うために、3年ごとに、必要となる証明です（税務署より、文書にて通知があります）。なお、納税猶予の特例適用手続きの窓口は、国税庁となります。詳しくは、東村山税務署へお問い合わせください。

**②生産緑地に係る農業の主たる従事者証明**

生産緑地法第10条の規定により、市長に対して生産緑地の買取り申し出を行う場合に必要となる証明です。なお、買取り申し出手続きの窓口は都市整備部都市計画課となります。詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。



## 肥培管理について

不適切な肥培管理による雑草の繁茂は、近隣住民の迷惑となるばかりでなく、不法投棄などの原因となる場合があります。適切な農地管理をお願いいたします。特に夏期は、蚊なども多く発生する時期となりますので、充分にご注意ください。

## めぐみちゃんメニュー事業について

市では、地産地消と地域経済の活性化を目的に、「めぐみちゃんメニュー事業」を平成25年度より実施しています。これまで、多くの市内農業者及び商工業者の皆さまからご協力をいただき、平成30年3月末時点で188メニューを「めぐみちゃんメニュー」として認定しています。



昨年度実施した「マルシェ・ド・ソワレ」の様子

また、本事業の中で、駅前を活用したマルシェなどの実施をしています。

本年度についても、これまでと同様に「市民と農業者の交流」を意識した各種イベントを実施していく予定です。めぐみちゃんメニュー事業で市内の農業を盛り上げていけるよう、農業者の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

## 直売所情報の市HPへの掲載について

現在、市では、直売所を設置している市内農業者の皆様の情報を市HPに掲載しております。

「ぜひうちの直売所情報をHPに掲載してほしい!」、「直売所の情報が変わった」という方がいらつしやいましたら、市産業振興課までご連絡ください。

## のぼり旗について

自宅で農産物の直売所を運営されている農業者の方に、のぼり旗



を配布しております。ご希望の方は、保谷庁舎3階の産業振興課までお越しください(のぼり旗は、一般の方には配布ができませんので、ご了承ください)。

## ハクビシン、アラライグマの捕獲器の貸出について

市では、農業者の方にハクビシンを捕獲する箱わなの貸出しを行っています。費用は無料で、設置期間は2週間以内、捕獲後の回収も行います。また、本年度から新型の箱わなを導入しました。詳しくは環境保全課へお問い合わせください。

## 事務局職員の変動について

平成30年4月1日付の人事異動がありましたので、ご紹介します。産業振興課農業係主事兼農業委員会事務局書記 川野 大輝

なお、前任の師岡 智行主事は、市民部納税課へ異動されました。お疲れ様でした。

## 事務局職員のご紹介

事務局職員をご紹介します。事務局では、農地法の規定に基づき農地に係る届出・証明等の処理に関することや農業や農業者に関する情報の提供等の業務を行っています。また、農地の現地確認等に

てお伺いすることもあるかと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。



写真：左から、川野、北原(事務局長)小平、永井(係長)

## 編集後記

農業委員会だより第24号はいかがでしたでしょうか。暑かったり寒かったりと不安定な気候が続いております。今年ももうじき夏がやってきます。暑い中の作業も増えることと思いますので、体調にはくれぐれもお気を付けてください。こまめな水分補給を忘れずに!

これからも地域に役立つ情報を発信してまいりますので、今後ともご愛読くださいますようお願いいたします。

編集委員一同